

12月3日～9日は障害者週間です

障害者基本法では、障がい者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会・経済・文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加できる社会を実現するため、障害者週間を設けています。



「障害者差別解消法」(平成28年4月施行)をご存じですか

この法律は、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。

国の行政機関・地方公共団体などや民間事業者に対し「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

●「不当な差別的取り扱い」とは

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

- (例) ・「障がい者は契約できない」などと言って対応しない。
・障がい者本人を無視して介助者にだけ説明する。

●合理的配慮とは

社会の中には、障がいのある方にとって生活の妨げになる設備や制度など(社会的障壁)があります。この社会的障壁を取り除くために配慮を求められたときは、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮が求められています。

- (例) ・障がいの状況に合わせて、意思を伝え合うために絵や写真のカードを使う。
・書類を読み上げて説明したり、筆談などで対応したりする。
・車いすで段差を上るため、従業員が手伝ったり、段差のないルートを案内したりする。

この法律の一部が改正(令和3年6月4日公布)され、政令で定める日から施行となります。これにより事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が、現行の努力義務から義務へと改められます。

障がいのある人の就労支援を

障がいのある人が地域の中でその適正と能力を発揮していきいきと働くことは、経済的な自立だけでなく、精神的な自立と生きがいに満ちた生活と密接に関わっています。第4期行田市障がい者計画においても、主要施策として一般就労の促進や福祉的就労の充実などを掲げています。

●福祉的就労とは

障がいのある人が障がい福祉サービス事業所や作業所などでパンやクッキーなどの食品、アクセサリーや雑貨などの製品を作ったり、清掃、除草や軽作業などに従事したりすることを福祉的就労といえます。このような製造・販売、作業などの仕事は、障がいのある人の自立を支援するとともに、社会参加の促進につながっています。市役所本庁舎ロビー(各種障がい福祉サービス事業所など)や「みらい」内(福祉の店「きゃんぱす」)でも販売を行っています。ぜひお立ち寄りください。

※販売スケジュールなど詳細は福祉課へ問い合わせください。

障害者週間を機会に、障がいの有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向け取り組んでいきましょう。

▶問い合わせ 同課障害福祉担当(内線266)



自衛官募集相談員を 委嘱しました

11月8日に自衛官募集相談員として、次の方々が行田市市長および防衛省自衛隊埼玉地方協力本部長との連名により委嘱されました。

募集相談員の方々は、自衛官の募集広報活動に協力しています。自衛官の応募に関してぜひ相談ください。



左から石井市長、仲氏、梁瀬氏、神津埼玉地方協力本部副本部長

▼自衛官募集相談員(敬称略)
仲 茂 (若小玉)
梁瀬里司 (棚田町)
▼問い合わせ 防衛省自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所 ☎52214855
または総務課総務法規担当(内線216)

医療費助成事業の受給資格登録申請はお済みですか

制度名	対 象	助成内容	手続きに必要なもの
子ども医療費助成事業	市内に住所を有し、健康保険に加入している、18歳に達する日以後最初の3月31日までの子ども	医療費の一部負担金および入院時の食事療養標準負担額	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証(子どもの名前が記載されているもの) ※出生の場合は、保険証ができるまで日数が掛かります。先に登録申請をしてください。後日、保険証ができましたら持参してください。 保護者名義の預金通帳 個人番号カード、または通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの公的な証明書 など ※代理人が申請する場合は、あらかじめご連絡ください。
重度心身障害者医療費助成事業	①65歳未満で、次の要件に該当する心身障害のある方 ・身体障害者手帳1級～3級の方 ・療育手帳A・A・Bの方 ・精神障害者保健福祉手帳1級(精神病床への入院費用を除く)の方 ②65歳未満で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられる状態にあった方で、65歳以上になって埼玉県後期高齢者医療広域連合などの障害認定を受けた方 ※所得制限により、支給停止となる場合があります。	医療費の一部負担金	<ul style="list-style-type: none"> 障害者手帳 健康保険証 預金通帳 個人番号カード、または通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの公的な証明書 など ※代理人が申請する場合は、あらかじめご連絡ください。
ひとり親家庭等医療費助成事業	母子家庭、父子家庭、養育者家庭、父または母に一定の障害のある親と子(子どもが18歳に達する日以後、最初の3月31日まで。ただし、子どもに一定の障害がある場合は20歳の誕生日の前日まで) ※所得制限により、支給停止となる場合があります。	医療費の一部負担金(市民税課税の場合、自己負担金あり)	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 預金通帳 個人番号カード、または通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの公的な証明書 など

▶受給資格の始期 原則、申請日。ただし、出生や転入の日から15日以内に申請があった場合には、誕生日や転入日が始期になるなどの特例があります。

※年末年始(12月29日(水)～令和4年1月3日(月))に出生届を提出される方で、誕生日から15日目(12月31日)が年末年始の閉庁日である場合、誕生日にさかのぼれる申請日は、1月4日(火)のみとなります。4日を過ぎてしまうと、申請日以降の医療費のみ助成となります。ご注意ください。

▶医療費助成できないもの

- ・日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に該当するもの
 - ・保険外(予防接種、定期健診など)および他の制度(公費負担医療など)に該当するもの
- ※加入している保険組合などで支給される高額療養費・附加給付金があるときは、その額を差し引いて支給します。

▶問い合わせ 保険年金課医療担当(内線226・227)